

図表 2-3 EUROSTAT 加盟国 国際比較表
(2000/3/14会議提出資料より)

※略号は本文に掲載	AT(オーストリア)	PT(ポルトガル)	FI(フィンランド)
1 S122とS123の範囲 (その他の預金取扱機関と保険会社を除くその他の金融仲介機関の範囲)	・S123は殆どない(marginal role)ため、今回の推計結果はS122に限っている。		
2 制度部門別の預金及び貸付金ストック			
(参考)制度部門として家計とNPISHが分離	x	x	○
3 家計部門の分割 (個人企業の分割: 中間消費と最終消費の分割のため)	・個人企業の所有者としての家計のみへの貸付金を推計(ただし、1999年から分離推計可能)。 ・預金については統計が存在しないため、消費者としての家計とその他の家計の分割比率が貸付金と同じと仮定して預金を分離。	・家計の預金のうち消費者としての家計とその他の家計とに分離不可能。預金は全て消費者としての家計に帰属するものと仮定。	・家計の預金のうち消費者としての家計とその他の家計とに分離不可能。預金は全て消費者としての家計に帰属するものと仮定。
4 非居住者の貸付金・預金・ストック統計 (輸出入FISIM推計用)	・当該統計は存在するが、それが既存値なのか推計値なのか不明	・FISIMの輸出入を計算する統計なし	・居住者FIと非居住者FIの間の取引に関する統計なし。また、海外のFIと国内の制度部門の間の預金・貸付金のやり取りに関する統計なし。
5 非居住者の貸付金・預金・フロー統計 (輸出入FISIM推計用)	・利子フローに関する統計はあるが、制度部門別分割されていないため、その他各種統計から得られる利子率を用い、制度部門毎に分割。		・利子フローは、制度部門ごとの「月平均利子率×ストック」で算出。また、1995年と1996年は制度部門ごとの利子率の統計なし。
6 Method 1, Method 2 での参照利子率 (1: 貸付金のみ 2: 貸付金+株式以外の証券利子)			
7 Method 3での参照利子率の推計可否 (長短別々推計)	可	不可(特に長期と短期の貸付金・預金を明確に区別することが不可能又は困難)	不可(特に長期と短期の貸付金・預金を明確に区別することが不可能又は困難)
8 Method 4での参照利子率の推計可否	可	可	可
9 Global FISIMと制度部門別のFISIMの合計との比較(Method 3を除く)	不可	可(Global FISIMは、株式以外の証券の利子を含めているため、制度部門別のMethod 1~4cまでのFISIMより大きくなる。なお、Method 2の参照利子率においてのみ、FIによって発行される株式以外の証券の利子を使用。)	不可
10 中央銀行の取扱い	・計算なし	・コスト積上げとGlobal FISIMの定義である産出(受取利子-支払利子)の両方で中央銀行のFISIMを計算。1995年、96年を除き、前者(コスト積上げ法によるFISIM推計値)よりも後者(Global FISIMの計測方法によるFISIM推計値)の方が大きい。	・コスト積上げによる中央銀行のFISIM産出のみを推計(Global FISIM算出にあたって使用する「中央銀行が保有する資金量」を把握できないこと及び「交換準備金を金融資産ごとに分類できない」ことが原因)
11 負のFISIMの発生		・S13, S125で負のFISIM発生。ただし、いずれもFISIM総額のうちの僅か。	
12 名目GDPに与える影響(Method 1~4c)	0.9%	2.7%	1.0%
うち、家計最終消費支出	0.3%	2.3%	0.9%
うち、非市場サービス最終消費	0.2%	0.4%	0.1%
うち、輸出	0.4%	-	-
13 Method 1~4cの選好について			・どの方法についてもまだ結論を出すには早計との立場。

図表 2-4 EUROSTAT 加盟国 国際比較表
(2000/3/14会議提出資料より)

	SE(スウェーデン)	UK(イギリス)	SK(スロバキア)
※略号は本文に掲載			
1 S122とS123の範囲 (その他の預金取扱機関と保険会社を除くその他の金融仲介機関の範囲)	・S122から(へ)の貸付金・預金は制度部門毎に四半期統計が存在。 ・S123の資産から(へ)の貸付金・預金は制度部門毎に四半期統計が存在。一方、負債側については、他の精度の劣る四半期統計を使用。	・FIとその他の機関とに分類不可能なストックと利子フローのうち、1)系列の範囲が期間を通して一貫していないもの又は2)預金引受・貸付サービスが生成される手段のみを対象とするものを除外している。	
2 制度部門別の預金及び貸付金ストック (参考)制度部門として家計とNPISHが分離	・今回は、S124のFISIM消費に関する推計を行っていないが、今後推計予定。なお、S124は、便宜的にS11に位置付け。	・S124については、FISIM消費の推計を行っていない。	
3 家計部門の分割 (個人企業との分割:中間消費と最終消費の分割のため)	・統計の制約上、個人企業の所有者としての家計と一般企業との区別不可能(⇒共に中間消費扱いされるため、GDPへは影響なし) ・住宅所有者としての家計の唯一の統計は、モーゲージ信用機構の統計(⇒全てが必ずしも住宅ローンではない)	・預金、貸付金それぞれにつき、消費者としての家計、住宅保有者としての家計、個人企業としての家計の全てにつき分離可能であり、銀行からの信用の高いストック統計を利用している。	・住宅貸付金は、統計の制約上、消費者としての家計と個人企業としての家計に分割するのみ。
4 非居住者の貸付金・預金:ストック統計 (輸出入FISIM推計用)	・1995-1997年は、非居住者非FIについてのみ貸付金と預金の統計があるが、1998年以降は、非居住者のうちFIと非FIとを区別した統計が利用可能	・当該統計は存在するが、それが既存値なのか推計値なのか不明	・FISIMの輸出入を計算する統計なし
5 非居住者の貸付金・預金:フロー統計 (輸出入FISIM推計用)	・中央銀行の公表統計により利子フローは得られるが、制度部門別分割されていないため、中央銀行の利子率の統計や、制度部門毎のストック、総利子を用いて制度部門毎に分割。	・利子フローに関する統計はあるが、制度部門別分割されていない(居住・非居住の分割のみ)ため、銀行のみならず住宅金融組合からの統計(発生主義・民間部門)等も用い、「利子率×制度部門毎の資産」として算出。	
6 Method 1, Method 2 での参照利子率 (1:貸付金のみ 2:貸付金+株式以外の証券利子)	・貸付金及び預金の年平均ストックを使用	・Method 2による参照利子率の適当な範囲として、個別統計として識別可能な公共投資基金を除く。 ・1998年からは、発生主義で得られる利子フローの統計を使用(ただし、定義上、利子スワップ支払等を含んでいない問題あり)。	
7 Method 3での参照利子率の推計可否 (長短期別推計)	不可(特に長期と短期の貸付金・預金を明確に区別することが不可能又は困難)	不可(特に長期と短期の貸付金・預金を明確に区別することが不可能又は困難)	不可(特に長期と短期の貸付金・預金を明確に区別することが不可能又は困難)
8 Method 4での参照利子率の推計可否	可	可(Method 4aでは、使用する平均方法によりばらつきがあることを指摘。国内FISIM機関(FI)の利用者(S11, S125, S13, S14, S15)全体への貸付金・預金残高と受取利子・支払利子の統計から算出した一国全体の経済の参照利子率に比べ、個別のFISIM利用者の預金利子率と貸付金利子率の平均から求められる参照利子率平均は、0.5%低くなる。)	可
9 Global FISIMと制度部門別のFISIMの合計との比較(Method 3を除く)	可(Global FISIMは、Method 2でのFISIMを除き、常にMethod 1~4cに比べ小さい)	可(制度部門・海外部門別のMethod 1~4cによるFISIM合計は、1995-96年でGlobal FISIMより小さいが、1997-98年で大きくなる。前者のFISIMは、Method 1~4cの全てで常に増加する一方、後者のFISIMは、1995年以来常に減少。これは主に、Global FISIMの海外のFI利子フローの純所得の減少が原因。)	不可
10 中央銀行の取扱い	・コスト預上げとGlobal FISIMの定義である産出(受取利子-支払利子)の両方で中央銀行のFISIMを計算。前者(コスト預上げ法によるFISIM推計値)よりも後者(Global FISIMの計測方法によるFISIM推計値)の方が大きい(その差は大きく、前者は後者の20%以下)。	・コスト預上げによる中央銀行のFISIM産出のみを推計。比較はしていないが、Global FISIMのほうがコスト預上げより大幅に大きいことを示唆(紙幣発行業務等の投資活動から大きな額を得ているため)。また、Method 2とコスト預上げ法とを比較(前者は後者よりもかなり小さくなる)。	・計算なし
11 負のFISIMの発生	・S13, S125で負のFISIM発生。S13ではFISIM総額のうちの僅かだが、S125では、その預金側の負のFISIMが国内の預金側のFISIMの総額の3.6%を占めた(1995年:Method 1のケース)。 ・輸出FISIMと輸入FISIMの合計がマイナスとなった唯一の国(1997年)。	・S13, S125で負のFISIMが発生。S13では、FISIM総額のうちの僅かだが、S125では、その預金側の負のFISIMが国内の預金側のFISIMの総額の2.3%を占めた(1998年:Method 2のケース)。	
12 名目GDPに与える影響(Method 1~4c)	1. 2%	1. 8%	1. 5%
うち、家計最終消費支出	1. 0%	1. 35%	0. 9%
うち、非市場サービス最終消費	0. 2%	0. 05%	0. 6%
うち、輸出	0%	0. 4%	0%
13 Method 1~4cの選好について	・どの方法についてもまだ結論を出すには早計との立場だが、1st: Method 2/ 2nd: Method 4aと組み合わせた参照利子率、とりわけ4cを選好	1st: Method 2 / 2nd: Method 1/ 3rd: Method 4c/ 4th: Method 4b/ 5th: Method 4a/ 6th: Method 3	Method 1

図表 2-5 EUROSTAT 加盟国 国際比較表
(2000/3/14会議提出資料より)

	備 考
※略号は本文に掲載	
1 S122とS123の範囲 (その他の預金取扱機関と保険会社を除くその他の金融仲介機関の範囲)	・S123に関する基礎統計の制約から、FISIM生産者とFISIM利用者を区別することが難しいため、居住生産者により生成されたFISIMは過小評価されていると考えられる。
2 制度部門別の預金及び貸付金ストック (参考)制度部門として家計とNPISHが分離	
3 家計部門の分割 (個人企業の分割:中間消費と最終消費の分割のため)	
4 非居住者の貸付金・預金:ストック統計 (輸出入FISIM推計用)	
5 非居住者の貸付金・預金:フロー統計 (輸出入FISIM推計用)	
6 Method 1, Method 2 での参照利子率 (1:貸付金のみ 2:貸付金+株式以外の証券利子)	・空欄の国々は特設コメントを出していないが、Method 1及びMethod 2による計算可能
7 Method 3での参照利子率の推計可否 (長短別々推計)	
8 Method 4での参照利子率の推計可否	
9 Global FISIMと制度部門別のFISIMの合計との比較(Method 3を除く)	
10 中央銀行の取扱い	・中央銀行のFISIMの扱いについては、「その機能が全て金融仲介活動にあたる」と仮定している。
11 負のFISIMの発生	・全ての国で全ての期間S11に負のFISIMは発生せず。また、共通して、S15及びS14の内訳で種に負のFISIMが発生。基本的には負のFISIMは殆どなし。 ・負のFISIMを容認しない国もあれば、「S122やS123の収入が利子支払・受取の差のみならず手数料等によっても発生している」ことを根拠に負のFISIMを容認している国もある。 ・特にS125で負のFISIMが発生するのは、生命保険会社及び年金基金の預金への支払利子率の方が同部門の貸付金からの受取利子率よりも高いため。 ・スウェーデンの1997年以外、基本的に各国とも、輸出FISIMと輸入FISIMの合計はプラス(輸出、輸入個別には負のFISIMがあるが)
12 名目GDPに与える影響(Method 1~4c)	・1995年から98年まで、各国平均で1.5%FISIMがGDPを増加させている ・家計最終消費支出の増加(GDPのうちの約80%を占める) ・政府及びNPISH+(非市場生産者)の最終消費支出の増加 ・市場生産者の中間消費のための輸入FISIMの影響は小さい
うち、家計最終消費支出	
うち、非市場サービス最終消費	
うち、輸出	
13 Method 1~4cの選好について	・Method 1~4cでのGDPへの影響の各国平均: Method 1(1.32%)/Method 2(1.51%)/Method 3(1.24%)/Method 4a(1.47%)/Method 4b(1.42%)/Method 4c(1.48%) ・Volatility, 適当なFISIM概念、品質という観点から、当国はMethod 2が望ましい。

FI:金融仲介機関

S11:非金融法人企業部門

S12:金融機関部門

S121:中央銀行

S122:その他の預金取扱機関

S123:保険会社及び年金基金を除くその他の金融仲介機関

S124:金融補助機関

S125:保険会社及び年金基金

S13:一般政府部門

S14:家計部門

S15:対家計非営利団体部門

Method 1: (S122とS123の間の貸付金受取利子) / (S122とS123の間の貸付金ストック)を参照利子率とする

Method 2: (S122とS123の間の貸付金受取利子 + S122とS123によって発行される株式以外の証券利子)

/(S122とS123の間の貸付金ストック + S123とS123によって発行された株式以外の証券)を参照利子率とする

Method 3: 短期についてはMethod 1の利子率、長期については長期満期の株式以外の証券の利子率を参照利子率とする

Method 4a: 中央銀行以外の全ての金融仲介機関を利用する居住制度部門(S124, S125, S11, S12, S13, S14, S15)の貸出・預金利率の平均を使用

Method 4b: 中央銀行以外の全ての金融仲介機関を利用する居住制度部門(S124, S125, S11, S12, S13, S14, S15)の貸出・預金利率の平均と

Method 1でインプリットに算出される利子率の平均を使用

Method 4c: 中央銀行以外の全ての金融仲介機関を利用する居住制度部門(S124, S125, S11, S12, S13, S14, S15)の貸出・預金利率と

Method 2でインプリットに算出された参照利子率の平均を使用